東京都におけるリバウンド防止措置期間から基本的対策徹底期間への移行に伴う区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、 区民の「命」を守る施策を継続する。
- ・国において緊急事態宣言は9月30日をもって解除されたが、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行うこととなった。この方針に従い、東京都においては、法に基づく都民・事業者向けの要請等を内容とする、リバウンド防止措置が実施されているが、都内の感染状況が改善傾向にあること等から、基本的な感染防止策の徹底についての都民・事業者向けの協力依頼等を内容とする、基本的対策徹底期間(期間:10月25日~11月30日)へ移行する。これを踏まえ、本区においても引き続き感染予防対策を徹底し、再拡大防止を図る。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。

※感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、感染防止対策を徹底して開館する。貸出施設等の開館時間は、午後9時から10時までの夜間延長を含め、通常どおりとする。酒類の持ち込み、飲食、会食については可とするが、都の徹底期間においては、大人数や長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けるよう、協力を呼びかける。カラオケ設備の利用についても可とするが、3密の回避、換気、マイクの消毒等の協力を呼びかける。(期間:令和3年10月25日~令和3年11月30日)。

3 区主催イベント・事業等の対応

実施の際は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

区の行う会議等については、通常どおりとするが、オンラインによる方法も含め、開催する場合には、感染 防止策の徹底を図る。

※国や都の要請内容によっては今後変更する可能性がある。